家族埋葬料の請求について（任継者）

家族埋葬料

被扶養者である家族が死亡したときは、被保険者に対して、一律50,000円が支給されます。

提出書類

① 家族埋葬料請求書

② 死亡したことがわかる書類　**※以下のいずれかの書類を提出して下さい。**
- 死亡診断書の写し
- 死体検案書の写し
- 市区町村長が発行した埋葬許可証または火葬許可証の写し

※上記の他に、「被扶養者（異動）届」により、被扶養者から削除する手続きも必要となります。健保組合までご連絡下さい。

提出締め･支給日

請求書は、毎月１５日（休日の場合はその前日）に締め切ります。
給付金は、毎月末日（休日の場合はその前日）に支給いたします。
但し、該当被扶養者の扶養削除手続きを行っていない場合や書類の不備・審査によって、支給が遅れる場合があります。

提出ルート

被保険者 → JSR健保

注意点

●死亡の原因が、業務上・通勤途上による場合は、労働者災害補償保険（労災保険）からの給付の対象となるため、健康保険から埋葬料（費）は支給されません。

※特に、ご家族でパートやアルバイトをされていた方はご注意下さい。
パート・アルバイトであっても、原則として就労時間や就労形態に関係なく労災保険が適用されますので、健康保険から埋葬料は支給されません。ご家族の勤務先へお問い合わせ下さい。

●死亡の原因が交通事故など第三者の行為による場合で、第三者から埋葬料等に相当する賠償がある場合は、健康保険から埋葬料（費）は支給されません。

●家族埋葬料は、死亡日の翌日から起算して２年を経過すると、時効となり請求できなくなりますので、ご注意下さい。

【提出先・お問い合わせ】
〒510-8552　三重県四日市市川尻町100　ＪＳＲ健康保険組合　給付担当
℡：059-345-8004　内線：227-3121

(R6.12)